

請 求 人 様

西宮市監査委員 村 西 進  
同 阿 部 泰 之

議員派遣に係る「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 17 年(2005 年) 4 月 6 日付で提出されました上記住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり通知します。

1. 請求の受理

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備しているため、平成 17 年 4 月 13 日これを受理しました。

2. 請求の要旨

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述から、請求の要旨を次のとおり解しました。

- (1) 平成 17 年 3 月開催の西宮市議会第 8 回定例会最終日の本会議で決定された議員派遣の件については、「議会は審査又は調査その他」という審査又は調査その他の目的に該当するものも、その後続く議員派遣の「必要」の理由も示されていないので、市議会会議規則第 120 条に違反している。
- (2) 市議会の委員・議員の派遣基準を作成して公開すべきであり、審査又は調査の目的と必要性が不明確な派遣、又は不要不急な派遣ができないよう是正すべきである。
- (3) 平成 17 年度予算においても、予算消化のための議員派遣で、不当・違法な公金を支出する議員派遣が決定されたので、防止・是正措置を請求する。
- (4) 平成 17 年 3 月開催の第 8 回定例会が決定した議員派遣のうち、4 月末に計画されている市民クラブ 8 名の、青森県弘前市・五所川原市、北海道函館市への視察経費 926,240 円は、予算消化の一環で計画された私的団体の会派視察であり、公金の不当・違法な支出に当たるので公金支出を防止されたい。
- (5) 旅費経費が議員 1 人当たり 6 万円以上かかるような沖縄・九州・北海道・東北・新潟など遠隔地の視察は即刻廃止すべきである。
- (6) 職員の随行は原則廃止すべきである。
- (7) 今後の視察は、目的・必要性・旅程・経費・成果・効用などが、視察前に公開の会議で検討され、報告書は西宮市ホームページで公表すべきである。

請求人は、本件職員措置請求書の事実証明書として「議員派遣の件」を提出しました。

3. 請求人

A

#### 4. 監査の対象事項

請求人の本件職員措置請求の要旨及び陳述内容から、法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象となる財務会計上の行為である「違法若しくは不当な公金の支出」と直接的な関係にあるものとして、監査の対象事項を次のように判断しました。

平成 17 年 4 月 26 日から 28 日にかけて実施の議員派遣は、その実態からみて単なる予算消化のための視察で、その視察に支給される旅費は、違法若しくは不当な公金の支出に当たるか。

#### 5. 監査の実施

西宮市職員措置請求書、同請求書に添付された事実を証する書面、請求人の陳述及び追加提出された証拠書類並びに市当局から提出された書類及び資料の調査を行うとともに、関係職員から事情聴取を行いました。

なお、議員から選任された監査委員嶋田克興、同蜂谷倫基については、法第 199 条の 2 の規定により利害関係人に該当するので除斥となっています。

#### 6. 監査の期間

平成 17 年 4 月 13 日から同年 6 月 2 日まで。

#### 7. 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を持った結果、平成 17 年 4 月 15 日午後 1 時より、請求人が出席し陳述しました。

請求人は、請求の要旨に沿った意見陳述を行うとともに、次のことにも言及しました。

- (1) 西宮市議会政務調査費の交付に関する規則及びその使途基準に調査旅費の項目があり、会派の視察はこの政務調査費を適用すべきである。
- (2) 度々同じところに視察に行っているが、社会通念では理由をいかに書こうが違法・不当な公金支出ではないのか。
- (3) 一つのテーマを絞って視察しているのであれば、調査報告書にそのテーマの成果についての記載があるはずだが、そういうものは全く見られない。

請求人は、陳述当日に追加資料として下記の書類を提出しました。

「陳述の要約書」

平成 11 年度から平成 16 年度までの「議員視察一覧表」

「公文書公開可否決定通知書（兼決定期間延長通知書）」（平成 16 年 8 月 10 日付西議収第 106 号の 1 ほか 5 件）

「旅費請求内訳書」

「支出負担行為伺書（旅費）」

「欧州リサイクル・ごみ処理・環境問題視察団日程表」

「議員派遣の件」

「平成 16 年度行政視察受入状況資料」

「平成 16 年度受入実績（宝塚市ホームページより）」

「予算要望、回答（日本共産党西宮市会議員団）」（抜粋）

「西宮市議会政務調査費の交付に関する規則」

「西宮市議会における平成 7 年度以降の行財政改善状況」

## 8 関係職員の事情聴取

あらかじめ、必要関係書類の提出を求め調査するとともに、法第 199 条第 8 項の規定に基づき、関係職員として、平成 17 年 4 月 27 日午後 1 時 30 分より、西宮市議会事務局の斉藤議会事務局長、中西議会事務局次長、松本庶務課長、市栄議事課長、大西調査課長の出席を求め、事情聴取及び質疑応答を行いました。

## 9 事 実

請求書の要旨及び請求人の陳述、提出された資料並びに関係職員等の事情聴取及び提出された資料等に基づき、次のように事実を確認しました。

### (1) 定例会での議決

法第 100 条第 12 項に「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」との規定があります。

また、西宮市議会会議規則（以下「会議規則」という。）第 120 条は「議会は、審査又は調査その他の必要により議員を派遣しようとするときは、会議に諮りこれを決定する。」と規定しています。

この規定により、平成 17 年 3 月開催の第 8 回定例会において議員派遣が審議され、異議なく派遣を議決しています。

### (2) 本件職員措置請求に係る管外視察内容

会議規則第 120 条第 2 項は、「前項の規定により派遣を受けようとする議員は、その日時、場所、目的、経費等をあらかじめ議長に届けなければならない。」との規定により、議会事務局作成の、3 件の議員派遣をまとめた「議員派遣の件」を標題とする一覧表を議案として提出しています。

それによると、本件職員措置請求対象の議員派遣は、派遣議員「岩下彰」、「片岡保夫」、「河崎はじめ」、「小林光枝」、「阪本武」、「つかだ誠二」、「中尾孝夫」、「森池とよたけ」の 8 名、日時、場所、目的及び経費は、それぞれ「平成 17 年 4 月 26 日～28 日」、「弘前市・五所川原市・函館市」、「弘前市・五所川原市・函館市視察」及び「115,780 円」としています。

### (3) 議員派遣の手続き

視察先等の決定にともない、市議会議長から視察先の各市議会議長宛に、平成 17 年 4 月 11 日付で、日時、視察人員、調査事項等を記載した依頼状を送付しています。

それによると、弘前市については同年 4 月 26 日（火）午後 1 時、五所川原市については同年 4 月 27 日（水）午前 9 時 30 分、函館市については同年 4 月 28 日午前 10 時に、市議会議員 8 名が訪問するとし、調査事項は、下記のとおりとなっています。

弘前市	弘前オフィス・アルカディアについて ウェルフェア・テクノハウス弘前について
五所川原市	オルテンシアふるさと交流圏民センターについて 五所川原地域職業訓練センターについて
函館市	函館市市民活動サポートセンターについて 市立函館病院について

### (4) 事前準備の状況

議会事務局において、視察議員の指示により、「地方公共団体総覧」((株)ぎょうせい刊)及び「都市データパック」(東洋経済新報社刊)等から基礎的データを収集するとともに、個別事項についてはインターネットから情報を収集しています。

### (5) 予算の執行状況

平成 17 年 4 月 14 日に議員派遣決定書(旅行命令簿)が作成され、同日旅費の支出命令を行っています。議員派遣視察に要する旅費は、議員 1 人当たり 114,120 円で、8 名の合計 912,960 円を同年 4

月 19 日に支出しています。

なお、職員措置請求書では、1 人当り 115,780 円、計 926,240 円と記述していますが、この額は「議員派遣の件」に記載の概算額で、関係職員事情聴取の際に提出された支出命令書等では、本件派遣に要する費用は 912,960 円です。

#### 10 監査委員の判断

法第 242 条第 8 項の規定により、本件職員措置請求について監査委員会議において協議をした結果、次のとおり結論を得ました。

平成 17 年 4 月 26 日から同年 4 月 28 日に実施される議員派遣に対して支給した旅費については、違法または不当な支出に該当する事実は認められません。

従って、本件職員措置請求に係る請求人の主張は理由がないものとして棄却します。

なお、本請求は、平成 17 年 4 月 26 日からの議員派遣に対する旅費支出の差し止めを措置請求したものです。平成 17 年 4 月 13 日の監査委員会議において、法第 242 条第 3 項に規定する停止勧告を行うに足りる理由がないと判断し、議員派遣停止の勧告は行っておりません。

以下その理由を述べます。

(1) 法第 100 条第 12 項は、「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより議員を派遣することができる。」と規定しています。

議員派遣は、地方自治体の議会議員として、常に地方行政に関するさまざまな課題について調査研究し、その結果を議会活動において役立たせようとするものであり、そのために他市の状況を調査し、実地に検分することも必要で、幅広い見識を持つことにより議会の審議・審査の中で活かされるものであると考えられます。

本件視察もそのような視点から行われたものと認められます。

(2) 請求人は、「目的の欄には場所と同じ訪問先の都市名しか記載がなく、視察の目的が明らかにされていない。」と主張していますが、会議規則第 120 条では派遣の目的を届け出ることが求められており、議会審議で議案として提出された「議員派遣の件」の目的欄には「弘前市・五所川原市・函館市視察」と記載されています。議員派遣の目的として、陳情、会議出席、研修、視察などがあげられますが、本件議員派遣の目的は視察であることが表示されています。したがって会議規則第 120 条に違反しているとは認められません。

(3) 議員派遣は議会の裁量に委ねられたもので、本件議員派遣も裁量権を超えたり、あるいは大きく逸脱したものではなく、当該市の関連施設を現地視察し、各市担当職員から説明を聴取し、質疑・意見交換を行い、もって今後の市政の運営に役立てようとするものです。また、視察市が遠隔である理由をもって単に予算消化のために実施されたものと断定することはできないことから、本件議員派遣の費用として旅費を支給することが、違法または不当な公金の支出に当たるとは言えません。

(4) 本件職員措置請求に係る議員派遣に要する費用として、議員 8 人分の旅費合計 912,960 円が支出されていますが、その支出手続きは西宮市会計規則等に従い適正になされています。

以上のとおり、本件議員派遣の旅費の支給について、特段、違法または不当な点はなく、請求人の主張は理由がなく、本件請求については認められないものと判断します。

なお、西宮市長に対し、次のとおり監査意見を付しています。

(意見)

現在、本市においては非常に厳しい財政状況に置かれており、そのため行財政改善実施計画により、様々な経費削減策が実施されています。

議員の管外視察を実施するに当たっても、経費の抑制はもとより、経済性、効率性及び有効性が問われることから、十分な事前準備を行い、派遣の効果が最大となるよう努める必要があると考えます。また、説明責任の観点から、特に派遣目的が視察の場合に際しては、具体的な調査項目を示すとともに、視察先の状況、調査結果等について情報開示が求められます。

このことから、実施方法等、議員派遣のあり方について、市議会とも協議されることが望まれます。